

○熊本県警察音楽隊の設置に関する訓令

昭和32年10月17日

本部訓令第78号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、熊本県警察音楽隊の円滑な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 熊本県警察本部広報県民課に音楽隊をおき、熊本県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)と称する。

(音楽隊の任務)

第3条 音楽隊は、音楽を通じて、県民と警察の融和を図り、警察活動を効果的に推進するとともに、警察職員の士気を高揚し、情操を涵養することを任務とする。

第2章 組織

(隊員の任免)

第4条 音楽隊員は、熊本県警察職員のうちから適任者を選考して熊本県警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する。

2 本部長は隊員中技量習熟の見込がない者、健康管理上適当でない者、及び第15条各号に定められた事項を遵守せず、隊員としてふさわしくないと認めた者はこれを免ずる。

(編成)

第5条 音楽隊の編成は、次のとおりとする。

隊長	1人
副隊長	1人
楽長	1人
副楽長	3人以内
楽員	30人以内
予備楽員	若干人
カラーガード要員	10人以内

2 隊長は、広報県民課広報官を、副隊長は、広報県民課勤務の警部又は警部補を、楽長及び副楽長は、隊員のうちから適任者をもって充てる。

3 予備楽員は、楽長、副楽長、楽員を免ぜられた者のうち、第4条第2項に該当しないもの及び将来楽員要員として、あらかじめ必要な訓練を施すものをもって充てる。

(隊長等の任務)

第6条 隊長は広報県民課長の命をうけ、隊を統轄し、次の事項につき責に任ずるものとする。

- (1) 隊務の掌理
 - (2) 隊の秩序、規律の保持及び部下隊員の指揮監督
 - (3) 楽器、備品、附属品等の管理及び維持
 - (4) 派遣演奏に出動する場合の引率
 - (5) 予備楽員の招集
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときはこれを代行する。
 - 3 楽長は、隊長の指示に従い、音楽技量の指導及び演奏指揮に当たるものとする。
 - 4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときはこれを代行する。
 - 5 楽長及び副楽長は隊長又は副隊長がそれぞれ兼ねることができる。

(音楽隊の統轄)

第7条 音楽隊員は、公開演奏又は音楽についての教養、訓練に従事する時は、所属課署から離れて、広報県民課長の指揮下に統轄されるものとする。

(所属長の協力)

第8条 音楽隊員の所属長は、音楽隊の運営に関して協力しなければならない。

第3章 訓練

(訓練)

第9条 音楽隊の訓練は、原則として1週間に10時間とする。ただし、必要ある場合は増減することができる。

(予備楽員の訓練)

第10条 予備楽員の訓練は、必要に応じ適宜行うものとする。

(講師の委嘱)

第11条 音楽隊の技量の向上を期するため、人格、識見及び音楽技量を有する者を、講師として委嘱することができる。

- 2 前項の委嘱は、本部長が委嘱状(第6号様式)により、あらかじめ委嘱しておくものとする。

- 3 前各項の規定により委嘱を受けた者は、本部長の要請に基づき、音楽隊の技量の向上のため教養訓練に協力するものとする。

第4章 出動及び派遣

(派遣演奏の基準)

第12条 音楽隊の派遣演奏は、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 警察の士気高揚、情操の涵養上効果があると認められる場合
- (2) 警察広報上効果があると認められる場合
- (3) 民警一致具現のため効果があると認められる場合
- (4) その他必要と認められる場合

(派遣要請)

第13条 音楽隊の派遣を要請しようとする者は、音楽隊派遣申請書(第1号様式)に所要事項を記入して提出し、本部長の承認を受けなければならない。ただし、書類による申請の暇がない場合は電話又は口頭で承認を受けることができる。

(派遣の経費)

第14条 音楽隊の派遣について必要な場合は、申請者に隊員又は楽器の輸送を依頼

し、又はこれに要する経費を負担させることができる。

第5章 服務

(音楽隊員の心得)

第15条 音楽隊員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 同僚と相和し、団結を固め、隊長の統制のもとで毅然とした行動をすること。
- (2) 音楽技量の研修、体力、気力の錬成に努めるとともに、常に反省と修養をつみ、人格の陶冶を図ること。
- (3) 常に容姿を端正にし、品位の保持に努めること。
- (4) 音楽隊員たる使命を自覚し、規律の厳守に努めること。
- (5) 楽器及びその他用具の保管、取扱いについては細心の注意を払い、破損、紛失等のないように努めること。

(勤務日誌)

第16条 隊長は、勤務日誌(第2号様式)に、その勤務状況を記載し、そのつど広報県民課長に提出するとともに、必要事項を報告しなければならない。

第6章 維持管理

(備付簿冊)

第17条 音楽隊には次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 音楽隊員名簿及び編成簿
- (2) 勤務日誌(第2号様式)
- (3) 楽器及び附属品台帳(第3号様式)
- (4) 楽器及び附属品貸与台帳(第4号様式)
- (5) 出欠簿
- (6) 派遣演奏記録簿(第5号様式)
- (7) 派遣演奏申請書綴
- (8) 雑書綴

附 則

- 1 この訓令は、昭和32年10月17日から施行する。
- 2 熊本県警察音楽隊運営規程(昭和32年3月7日本部訓令第20号)は、廃止する。

附 則(昭和43年10月17日本部訓令甲第25号)

この訓令は、昭和44年1月15日から施行する。

附 則(昭和47年1月28日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月13日本部訓令甲第6号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月24日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日本部訓令甲第7号)
この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月28日本部訓令甲第11号)
この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成3年3月19日本部訓令甲第2号)
この訓令は、平成3年3月25日から施行する。

附 則(平成4年3月18日本部訓令甲第5号)
この訓令は、平成4年3月24日から施行する。

附 則(平成5年3月31日本部訓令甲第5号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日本部訓令甲第6号)
この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則(平成11年3月31日本部訓令甲第11号)
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)
この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成18年8月18日本部訓令第17号)
この訓令は、平成18年8月28日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)
この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(令和3年1月22日本部訓令第1号)
(施行日)

1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

※ 様式(略)